# 令和 4 年12月 6 日 生活環境委員会 議事録 10時00分 開会

〇出席委員 (8人)

委員長 日域 究

副委員長 和田 芳弘

**委 員** 賀屋 幸治、藤川 和弘、原田 孝徳、北地 範久、細川 雅子、 寺岡 公章

〇欠席委員 なし

**〇日域委員長** 皆さんおはようございます。

睡眠不足の方もあるかと思いますが、定足数に達しておりますので、ただいまから生活 環境委員会を開会いたします。

開会に当たり、市長に御挨拶をいただきたいと思います。

市長。

- **〇入山市長** 生活環境委員会、開催ありがとうございます。よろしく御審議お願い申し上げます。
- **〇日域委員長** ありがとうございました。

議事に入る前に、委員と執行部の皆さんにお願いを申し上げます。

委員の皆様には、委員会での質疑につきまして、会議規則第56条の規定では3回までとなっておりますので、御協力のほどお願いを申し上げますとともに、限られた時間の中ですので再質問等の必要がないよう、執行部の皆様にも簡明なる御答弁をあわせてお願い申し上げます。

また、答弁をされる場合は挙手をしていただき、委員長から指名を受けてください。答 弁をするときは、課名と職名を名乗ってから答弁していただきたいと思います。また、発 言される際にはマイクのスイッチを入れ、マイクに近づいて発言をしていただきたいと思 います。答弁が長くなるようでしたら座って説明していただいても構いません。

それでは、議事日程にしたがって進めさせていただきます。

日程第1、議案第49号大竹市玖島川親水公園設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に対する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第2、議案第50号大竹市穂仁原水辺の広場設置及び管理条例の制定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

藤川委員。

- ○藤川委員 おはようございます。委員会でしたか協議会でしたかちょっと忘れたんですが、 穂仁原水辺の広場、建物やトイレ、駐車場、広場等に分けて説明していただいたと思うん ですが、今回のこの条例の管理範囲を教えていただきたいのと、また、その管理をどこが されるのかお願いいたします。
- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 土木課長の廻本です。よろしくお願いします。それでは、1点目の管理区域について説明させていただきます。場所等が口頭では難しいので、令和3年8月26日に開催しました議員全員協議会で提出させていただきました、旧穂仁原小の跡地利用計画図面で説明させていただきます。タブレットのほうに出させていただきます。

それでは、改めて管理区域を説明させていただきます。今回の管理区域につきましては、中央部の黄色で示しています多目的広場約1,700平方メートル、次に、隣の左側に行きますが、炊事棟、倉庫、トイレ約500平方メートル、一番左側になりますが、駐車場区域の約700平方メートルで合計約2,900平方メートルが管理区域となっています。

- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 管理について御説明いたします。建物の修繕等は、棟の維持管理は市のほうで行いますが、交流館の清掃は川手連合会にお願いしております。多 目的広場の除草等については、川手連合会に相談していますが、高齢化などの事情で難しいと伺っており、委託することも考えております。

- 〇日域委員長 藤川委員。
- **○藤川委員** 丁寧に御説明していただきました。ありがとうございます。コウゾ畑、今出していただきました地図には載ってるんですが、コウゾ畑はどこがされるんですかね。あと、

ひな流し等で使われますよね、水辺のほうの管理等もお願いいたします。

- 〇日域委員長 課長。
- ○吉村生涯学習課長 生涯学習課長の吉村です。御質問にありましたコウゾ畑の件についてお答えいたします。資料に表示されておりますコウゾ畑なんですが、このたび設置管理条例の範疇には入っておりません。先ほどの説明にありました水辺の広場の整備、これが終了した後にはコウゾ畑のエリアについては教育委員会が受け持つ形となります。その後のことにつきましては、まだ協議中ではございますが、市の伝統文化である手すき和紙の継承をしていただいているおおたけ手すき和紙保存会に託しまして、有効的に活用していただくよう考えているところでございます。

以上です。

- 〇日域委員長 係長。
- **○辰川土木課課長補佐兼管理係長** 水辺の楽校のほうは、市と地域で管理をいたします。 以上です。
- **〇日域委員長** 通告をもう一つ受けてるみたいですけど。 北地委員。
- ○北地委員 お願いします。1点、地籍に関することなんですけども、この川沿いというのはルース台風でいろいろ地籍がぐちゃぐちゃになったとか、いろいろ問題あるんですけども、このエリアについて地籍が問題なく、整理ができているのかどうかということを1つお願いしたいと思います。国道の工事もあったりして、その辺ちょっとは動くと思うんですけども、その辺あわせて現況なり状況をお願いいたします。
- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 穂仁原水辺の広場の整備範囲には27筆の土地があります。 その中に国の名義のものとなっている土地が一部ありますので、広島県が施工しておりま す国道186号の拡幅事業の範囲とも重なっており、広島県と土地の整備について調整して いるところです。

- 〇日域委員長 北地委員。
- ○北地委員 ありがとうございます。問題なく進んでいるというふうに解釈いたします。 それと先ほど広場の区域というお話ございましたけれども、この地籍も関係するのかと 思いますけども、進入路がありますよね。この絵でいくと左側の進入路とか。山側の部分 は既存の里道か何かあったんでしょうけども、ああいった進入路の扱いは広場の区域には 入らないのかどうかお願いいたします。
- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 広場の区域には入れようとは考えておりません。ただ、 市が管理する道として扱っております。 以上です。
- 〇日域委員長 北地委員。
- **〇北地委員** ありがとうございました。地籍等は将来的にもめることがないようにちゃんと

管理のほうはよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。

○日域委員長 通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑はありませんか。

原田委員。

- ○原田委員 コウゾ畑について1つお伺いしたいんですけども、以前手すき和紙保存会の、実際の和紙をすいてらっしゃる方とお話をして聞いたんですが、前もちょっと何かのときに質問させてもらったと思うんですが、ちょっとコウゾ畑をもう少し広くして、もう少し量をたくさん欲しいという話を聞いたことがあるんですけど、これはもうこれ以上はコウゾ畑というのは広がりはないのでしょうか。何かまだ計画の変更とか可能なのでしょうか。そのあたり教えてください。
- 〇日域委員長 部長。
- 〇山本建設部長 コウゾ畑の部分は、保存会のほうでなるべく広い面積が欲しいというお話 もありました。川手連合の地元のほうの多目的広場については、グラウンドゴルフであっ たり、ある程度の距離と面積が要るという希望がありましたので、今、図面に示している 範囲で一旦整備しようということで地元のほうでは理解していただいております。 以上です。
- ○日域委員長 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第3、議案第56号大竹市漁港管理条例の一部を改正する条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

藤川委員。

- ○藤川委員 今回のこの条例、広島県が令和7年度に見直ししたことから、大竹市も同様に令和7年度から使用料の徴収を開始するとのことですが、通常だったら令和5年4月から施行されるんでしたよね。その場合、施行した場合は、大竹市は対応できる準備はできていたんでしょうか。お願いします。
- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 大竹市は令和5年4月から使用料の徴収を開始できるよう着々と準備を進めておりましたので、十分対応できたと考えております。 以上です。
- 〇日域委員長 藤川委員。
- ○藤川委員 ありがとうございます。使用料が発生する船、対応できるとは何%ぐらい把握しているんでしょうか。
- **〇日域委員長** 答弁お願いします。 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 プレジャーボートは79隻ございまして、75隻を把握して おります。パーセントで言いますと、約95%になっております。 以上です。
- 〇日域委員長 藤川委員。
- **○藤川委員** ありがとうございます。想像以上、すばらしい数字だと思うんですが、残りの数%ですね、分からない理由というのがあるんですか。お願いします。
- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 調査に当たっては小型船舶の登録番号等で調べているんですが、それで所有者のほうが追いかけれてないのがあります。ただ、今玖波漁協と一緒に隣接して船を泊められている方への聞き取り等で調査は進めております。 以上です。
- 〇日域委員長 藤川委員。
- ○藤川委員 ありがとうございます。今後も追いかけていただいて、公平性を保つためにできる限り100%を目指してお願いいたします。ありがとうございました。
- **〇日域委員長** 通告を受けた質疑は以上ですけども、他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

#### [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第4、議案第57号大竹市道路占用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので、発言を許可します。

質疑はありませんか。

北地委員。

**〇北地委員** お願いします。道路占用料でございますけど、3年に1回程度の見直しの中で 今回、改正が行われるということなんですけども、今回の改正によってどの程度占用料が 増えるのか、その辺お願いしたいと思います。

それと、占用の考え方なんですけども、自分の近所でもあるんですけども、道路内に電柱が結構あるんですよね。そうすると通行に支障があったり、道路側溝が電柱を迂回して施工されたりして流れが悪いとか、そういう支障が出るんですけども、そういったことに関しての占用の考え方といいますか、その辺をちょっとお願いしたいと思います。

- 〇日域委員長 係長。
- **○辰川土木課課長補佐兼管理係長** 来年度の占用料なんですが、約96万円の増額を見込んでおります。

以上です。

- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 2点目の電柱等が道路内にあり通行、道路排水等に支障があるかどうかということなんですが、道路占用許可をしている電柱等の占用物件で、通行や道路排水の支障になると思われる箇所があると道路管理者としても認識しているところです。しかしながら、これらの占用物件について道路外などに移設することは大変困難な状況であり、現状では占用物件の立て替えなどの更新時に、少しでも道路通行等に支障がない位置に移設するなど指導しているところであります。また、開発行為等により道路を市に帰属する場合については、道路の通行区域外に電柱用地を確保し、計画するよう指導、協議し、限られた用地で少しでも支障なく道路利用ができるように努めているところです。

- 〇日域委員長 北地委員。
- ○北地委員 ありがとうございました。増額が96万円程度、約100万円。上げ幅から見るともう少しあるのかなと思って期待していたんですけども、こういった増額部分ですよね。 道路の修繕とかそういったところがかなりお金がかかっていると思うんですけども、目的 税ではないので、目的税といいますかそういったものではないので、即そこへ充当するの ではないと思うんですけども、そういった部分を修繕費のほうへプラスで増額するという

ようなお考えはないのかというのを1つ聞きたいと思います。

それと、現状としては動かすというのは無理だと当然分かっているのですけども、今後、 さっき答弁がありましたように、その辺はよく注意して支障がないようにしていただけれ ばと思います。

最初の予算の修繕費とかに充当するというようなお考えはいかがでしょうか。

- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 ありがたいお言葉なんですが、内部で調整させていただきます。 以上です。
- 〇日域委員長 どうぞ。部長。
- **〇佐伯総務部長** 総務部長佐伯です。歳入に関することで特別な目的を持った歳入ではありませんので、広く歳入に入れさせていただいて、一部は道路の修繕等に使われることがあるかもしれませんが、ちょっとそういう考え方でおります。 以上です。
- **〇日域委員長** 他に質疑はございませんか。 細川委員。
- ○細川委員 通告させていただいておりましたので、質問させていただきます。3年に1回上がってくる条例なので、毎度毎度、似たようなことをお尋ねするんですけども、一応確認のためにお願いします。

このたびの改正は政令が公布されたということでしたが、大部分が値上がりになってるんですけど、これは地価が上がった、そのあたりが主な理由になってるのかどうかを確認させてください。

あともう1つ、条例の後半部分ですよね。Aという数字が出てくるんですけれども、これも今さら何をと思われるかもしれませんが、この部分もう少し説明していただけるとありがたいんですけれども。このAが出てくる部分については、新しいほうが係数が下がってるんですよね。ここはどういうことなのか、もし分かるようであれば御説明お願いします。

- 〇日域委員長 係長。
- ○辰川土木課課長補佐兼管理係長 このたび改正しようとする占用料は、国や広島県の単価 を準用しており、国や県は地価水準、地価に対する賃料の水準の動向を踏まえて占用料の 額を見直しております。このことから、占用料の上昇も土地の価格の上昇に起因している ものと考えております。

続きまして、Aのことなんですが、議案の44ページから46ページの道路占用料金表の右側の占用料欄に記載されているAについて、議案の46ページ、備考6に記載されており、Aは、占用物件の近くにあります類似した土地の価格となっております。次に、係数が下がっていることについてなんですが、係数は、土地の価格に対する賃料の割合でありますので、係数が下がっているのは国や県が土地の価格水準、土地価格に対する賃料の水準の動向を踏まえて決定したものであります。例えば、係数が下がる場合を駐車場の賃料の事例で言いますと、土地の価格が上昇したとしても駐車場の賃料が据え置かれた場合、その

場合は賃料の割合である係数は下がることになります。 以上です。

○日域委員長 いいですか。

通告を受けた質疑は以上ですが、他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第5、議案第63号大竹市営住宅等の指定管理者の指定についてを議題 といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございましたが、執行部において補 足説明があればお願いいたします。

課長。

**〇山田都市計画課長** 都市計画課長の山田です。よろしくお願いいたします。

それでは、大竹市営住宅指定管理候補者の概要について御説明いたします。資料のほうを用意しておりますので、タブレットのほう御覧いただきたいと思います。今回の候補業者名でございますが、近鉄住宅管理株式会社、指定期間は令和5年4月1日から令和10年3月31日までです。指定管理費は1年当たり4,831万2,000円、このうち、1,800万円につきましては修繕実行予定額となっております。指定管理候補者の概要でございます。これは、令和4年3月時点でのものでございます。近鉄住宅管理株式会社、社員数は420人、本社は大阪市阿倍野区、資本金5,000万円、主な支店・営業所でございますが、東京支店、名古屋支店、これは奈良市にございます京奈支店、それから、神戸にございますが、東京支店、名古屋支店、これは奈良市にございます京奈支店、それから、神戸にございますが下西日本支店、そのほか広島営業所、こちらは廿日市市にございます。事業の内容でございますが、分譲・賃貸マンションの管理、建物・施設等の総合管理、分譲・賃貸マンションの保守修繕等を行っております。公営住宅の指定管理実績でございます。これは、令和4年9月21日時点ということになっております。受託中の管理戸数でございますが、ここに書いております7件、23,217戸となっております。主なところで言いますと、大津市の市営住宅、大阪府の市営住宅というふうなところになっております。最後に、大竹市営住宅もこのうちに入っておりまして、先ほど言いました23,217戸から763戸を引いた約22,500戸

ということになりますが、これが議場で提案理由で説明しました22,500戸の管理戸数ということになっております。

以上、簡単ではございますが、概要について御説明いたしました。ありがとうございました。

**〇日域委員長** それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。 質疑はありませんか。

原田委員。

- ○原田委員 それでは、大きく2つお伺いしたいんですけども、1つがこれまでこういう大きな管理会社、しっかりした管理会社なのかなと思うんですが、こういう管理のノウハウというのですか、民間のノウハウというのがどのように生かされたというふうに評価をされていらっしゃるのでしょうか。これに関連してなんですけれども、市営住宅の共有部分の電気代等の徴収が住民同士で行われてるという話を聞いたんですが、これは現在もそうなのでしょうか、ということがまず1つと、これちょっと通告してなかったので申し訳ないんですが、分かればお願いしたいのですが、契約途中で退職された方が、もし分かればお願いします。
- 〇日域委員長 課長。
- **〇山田都市計画課長** 最後のところもう一度ちょっと質問をお願いしたいと思います。
- 〇日域委員長 原田委員。
- ○原田委員 契約というのがあると思うんですけど、例えば、どうなんだろう。正社員とかだったらないのかな。例えば契約の社員とかですね。ちょっと中の状況は分からないんですが、もし契約があった場合に、途中で辞められたりとか、例えば契約がない場合で、例えば5月とか8月とかそういう時期に出産とか介護休暇とかそういうものではなくて、途中で辞められた方というのがいらっしゃれば、分かれば教えていただきたいんですけども。要は何が知りたいかというと、個人情報の漏えいとかそういう問題があると思うんですけど、例えば入ってすぐに辞められたりとか、1年以内に辞められたりとか、それも何も理由がないのに辞められたりとかというときに、そういう個人情報の漏えいとかがちょっと心配されるので、そのあたりが分かればというふうに思って質問します。
- 〇日域委員長 課長。
- 〇山田都市計画課長 それでは、御質問が3点あったと思います。まず、民間のノウハウが どのように生かされているかということでございます。ちょっとなかなか言いにくいので すが、指定管理になってこういう成果があるよということで御回答させていただきたいと 思っております。まず、家賃等の使用料の収納、徴収事務について現年度分は99.8%から 99.9%以上の安定して高い水準を維持しております。また、過年度分につきましては、ほ とんどの方と分納誓約をして継続的に納付してもらうよう、指定管理者のほうで指導して いただいております。このことによって指定管理者の開始は平成25年度からでございます が、令和3年度末までの間に未収納額が4,600万円であったものが約2,000万円というふう になって、約55%削減できております。次に、住宅施設等の維持、修繕業務でございます

が、営業時間外はコールセンターを設置して24時間受付でき、迅速な対応ができるようになっております。次に、入居者のサービス面でございます。単身高齢者世帯の見守り、管理人においてタウンミーティングを実施したり、情報誌などを発行しております。こういったことが民間のいろんなところの市営住宅なんかでも取り組む中で、本市においてもそういうこともできていると思っております。

続きまして、共有部分の電気代の徴収のことでございます。共有部分の電気代などの共 益費ですね、公平性の観点から入居者が自ら共同で負担し自主管理していただいておりま す。徴収方法は、アパートごとにいろんな方法があると思いますが、ほぼ班長さんがアパ ートごとで決めて集められていると思っております。今もそういうふうな徴収を続けてい るということでございます。

最後に、今の市営住宅の指定管理者のほうで、職員が途中で辞められることがあったかどうかということでございます。今の管理者の中で、年数はちょっと覚えてないんですけど、2年ぐらい経過した中で自己都合で辞められた方はいらっしゃいます。

以上でございます。

### **〇日域委員長** 原田委員。

○原田委員 ありがとうございます。先ほど教えていただいたコールセンターなんですけども、これは大竹市だけではなくて、この今、管理会社が管理されてる全体の何ていうかな、そういう苦情とか要望とかそういうのを受け付けるコールセンターなのか、大竹市だけのものなのかというのを1つお伺いしたいのと、それから、住民同士でということになると、いろいろトラブルなんかもあるんじゃないかと思うんですが、そういう報告というのが何かあるのかということと、これはどういうような法律か何か規定があって住民同士で集められてると。例えば電気代とかって細かい数字が出るのではないかと思うんですけど、何か割り切れないとか、そういうことで困ったりとかいうことがないのかなというのがちょっとこれを聞いたときに思ったんですが、その辺のトラブルとか、あと、法律の規定というのが何かあれば教えてください。先ほどの退職者についてはまたちょっと急だったので大丈夫です。

## 〇日域委員長 課長。

〇山田都市計画課長 コールセンターの24時間対応でございますが、今水道局の前のところに事務所ございますが、ここに夜間いなくても廿日市市のほうに転送されて電話が届く。 そこからまた今こちらのほうにいる事務員のほうに連絡が来るというふうな対応ができていると思います。

それから、トラブル等がなかったかということですかね。共益費のトラブルでございます。先ほどちょっと言われましたように、電気代というのが月々によって金額が違うのではないかと思いますけど、ほとんど恐らくですね、実態は把握しておりませんが、年度の最初とかにある程度一定のお金を集めてる中で料金請求があって、そこから支払いしながら会計されてるのではないかと思います。月々でお金が足らないとかそういうことはないのではないかというふうに思います。ただ、近年電気代の高騰がある中で、共益費も高騰してるということで、班長さん、電気代を管理してる方がちょっとお困りで、どうにか料

金下げることはできないかという御相談を指定管理者のほうが受けてる案件はございました。このことにつきましては、指定管理者のほうで対応、住民のほうへ若干負担が増えるようなことの御了解をもらうような案内文を、指定管理者も一緒になって文書を作るなど対応をしていただいて、現在ではそういう徴収のトラブル等はないというふうに思っております。

以上でございます。

# 〇日域委員長 課長。

〇山田都市計画課長 すみません。法律の根拠でございます。まず、公営住宅法第27条に、 入居者の保管義務等ということが記載があります。公営住宅の入居者は、施設を正常な状態で維持する義務があります。共益費はその義務の一部として入居者全員で負担していただいているところでございます。また、大竹市営住宅設置及び管理条例の第22条に入居者の費用負担義務ということが書いてありまして、参考としましては、入居者の負担する項目については1つとして電気、ガス、水道及び下水道の使用料、それから、共同施設の使用、又は維持、運営に要する費用、これが入居者の費用負担ということがうたわれております

以上でございます。

# 〇日域委員長 原田委員。

○原田委員 まず、コールセンターのほうからお聞きしたいんですけれども、全体としてコールセンターとして受けてるのかということを聞いたのは、管理費のほうからこのコールセンターの設置の費用とか、そういうものが捻出されてるのかということでちょっとお聞きしました。それがまず1つですね。先ほど共有部分の電気代などの住民同士でということなんですけど、これぐらいの大きな管理会社ですので、これは先ほど、よその大阪とかほかの管理されてる公営住宅とか、そういうとこでもこのような状態で徴収をされてるということと、もしそういうことがされてないんだとして、ほかはそういうふうな大竹市とはまた違うような管理、徴収方法を取ってるんだとしたら、これはそういうノウハウですね、そういうものでこういう問題を解決できないのかということをちょっと聞きたいと思います。

#### 〇日域委員長 係長。

○実本都市計画課主幹兼建築住宅係長 共益費の話でございます。共益費を指定管理者のほうで徴収できないかとかそういう御質問だと思います。私も全てを知ってるわけじゃないんですけども、そういうふうに大きい自治体では、公共団体のほうで徴収しているところもあります。今回、指定管理者の近鉄住宅管理のほうは、そういった事務はやった経験というのはちょっとないとは聞いております。先ほどもちょっと言ったんですけども、電気の高騰とかそういう話もあります。もし、市のほうでそういった徴収するということになれば、そういった事務費ですね。計算とか集金とか、未納があったりしたらそういう事務費がかかってくるんで、今の共益費から若干もっとお金が上乗せしてかかってくるのではないかなと思ってます。今は、自分たちの管理でやっておられますんで、一番安価にできているのではないかと考えておりますんで、これが高くなってもいいという方もいらっし

ゃいますし、いや安いほうがいいという方もいらっしゃいますんで、なかなか答えが出し にくいところもあるんですけども、当面は自主管理でお願いしたいと考えております。 以上です。

**〇日域委員長** コールセンターの質問がありました。 課長。

- **〇山田都市計画課長** コールセンターというのが廿日市市の支店というか、そこが受けてるので、特に全体の中の指定管理を受けてる中に入ってるんではないかと思いますけど、特にそれでいくらとかいうふうなことではないんじゃないかと思います。
- **〇日域委員長** よろしいですか。

通告を受けた質疑は以上となります。

他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 他に質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第6、議案第61号大竹市さかえ子育て支援センターの指定管理者の指定についてを議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第7、議案第62号大竹市松ケ原こども館の指定管理者の指定について を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑の通告は受けておりませんが、質疑はございますか。 藤川委員。

- ○藤川委員 すみません、通告しておりません。申し訳ないです。また、質問も今さらの質問だと思うんですけども、こども館の管理は松ケ原の自治会がされるんですね。事業運営はNPO法人子育てハッピーネットほのぼのんに委託されておりますよね。こども館の管理と、こども館の運営に分かれてる理由と経緯を教えてください。
- 〇日域委員長 課長。
- **〇井上福祉課長** 福祉課長井上です。よろしくお願いいたします。

委託先が管理と運営に分かれている理由なんですけれども、この松ケ原こども館の指定管理の当初は、今、NPO法人子育てハッピーネットほのぼのんに運営管理を委託してますが、その法人が当時は法人格がない任意の団体であったため、指定管理者の資格がありませんでした。そのため、松ケ原児童館の時代から関わっていただいていた地元の松ケ原町自治会を指定管理者としました。ちなみに、子育てハッピーネットほのぼのんについては、平成18年4月21日にNPO法人になっております。その後、現在に至っているわけですが、地元の自治会にそのまま施設の管理を任せるほうが地の利があることから、管理費用が安く済むこと、あと、子育てハッピーネット、NPO法人ですね、ほのぼのんによる運営内容に、田植えとか稲刈りとか自然観察とか地元の協力を得ることが必要な事業があるために、お互いに日頃から関わっていただきながらこども館の事業を続けていただくことに大きな意義があると判断するため、現在の状態を維持しております。

以上です。

- 〇日域委員長 藤川委員。
- ○藤川委員 ありがとうございました。理由、経緯よく分かりました。次に、市のホームページを見ますと、建物の管理は松ケ原の自治会と書かれておりますね。敷地内に遊具広場もありますが、どこからどこまでが自治会の管理なのかお願いします。
- 〇日域委員長 課長。
- **〇井上福祉課長** 松ケ原こども館の建物と外部にあります大型遊具に関しても、松ケ原自治会に管理をしていただいております。

- 〇日域委員長 藤川委員。
- ○藤川委員 ありがとうございます。こういった2つに分かれてるケースって何かまれだと思うんですけども、本市に建物の管理と運営に分かれているのはほかにもあるんでしょうか。
- 〇日域委員長 部長。
- **〇佐伯総務部長** 全てを把握しているわけではありませんが、今のところちょっと思いつく ものがございません。

以上です。

- **〇日域委員長** 他に質疑はございませんか。 智屋委員
- ○賀屋委員 すみません、今の件なんですけども、管理と運営が分かれてるということで、 最近認定こども園であるとか保育所であるとかそういうところで、いろんな幼児の事件、 事故がありますけども、幸い大竹市においてはそういうことがないというところで安心は しておるわけですけど、もし何かあったときの事故責任ですね。その辺の管理責任を含め て管理と運営がこういうふうな形で分かれていたときの対処、その辺はどのようにちゃん と取り決め等されているのか、それと市の関わり方はどうなるのか、そのあたりはどうい うふうになってますかね。
- 〇日域委員長 課長。
- **〇井上福祉課長** 事故があったときの責任問題ですけれども、松ケ原こども館の運営をお任せしているNPO法人についても、あと、管理を任せている松ケ原自治会におきましても、それぞれ事故があった場合には、速やかに市に連絡していただいて、それぞれ対応を進めていく取り決めとなっております。

- 〇日域委員長 賀屋委員。
- ○賀屋委員 事故があったときには報告があってその対応をするというのは分かるんですが、その対応の仕方がはっきりと決められたものがあるのかどうなのか、そこをお聞きしたいんですが。こう言ったらなんですけども、責任のなすり合いというのが出るような状況になっても困るでしょうから、お互いに困る話なんだろうと思うんですが、そのあたり、できれば指定管理というのは1つのところで、運営と管理が一緒のところのほうがいいように思うんですけども、そのあたり今までも話もあったでしょうけども、この際、どういうふうな形で整理されてるのかというのを確認したいんですが。
- 〇日域委員長 部長。
- ○三原健康福祉部長兼福祉事務所長 幸いにもこれまで事故等そういう大きな事故というか、なすりつけ合うような事故がなかったのでよかったんですが、今確認しましたら、契約書に普通は、指定管理の場合リスク分担というものを出しているんですが、そこまで契約をしていないということですので、今後はリスク分担できるものは表示をしていくと。そうでないものの場合は、両者協議の上ということになろうかと思いますので、もう一度ちょっとそこは検討させていただきたいと思います。

- **〇日域委員長** すみません、今、何区分と言われました。
- **〇三原健康福祉部長兼福祉事務所長** この場合のリスクはここが取るというものを、区分表 を作ることができるかと思いますので、そのあたりをちょっと契約のときに検討をしたい と思います。
- **〇日域委員長** すみません。ありがとうございました。 賀屋委員。
- ○賀屋委員 今回の契約の更新に合わせて、そのあたりも整理しておくということですよね。 今後のこともよく対応を考えた上で、よろしくお願いしたいと思います。 以上です。
- **〇日域委員長** 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第8、議案第65号令和4年度大竹市国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

質疑の通告を受けておりませんが、質疑はございませんか。

「「なし」と呼ぶ者あり〕

〇日域委員長 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に関する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。 [「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

続きまして、日程第9、議案第67号令和4年度大竹市水道事業会計補正予算(第1号) を議題といたします。

本件につきましては、本会議場で提案理由の説明がございました。また、補足説明はない旨をあらかじめ聞いております。

それでは、本件に対する質疑を求めます。

本件に関して質疑の通告を受けておりますので発言を許可します。

質疑はありませんか。

北地委員。

- ○北地委員 1点お願いいたします。今回補正で900万円ということなんですけども、いわゆる修繕費、どっかが噴いたんだろうと思うんですけども、その修繕費になろうかと思うんですけども、当初が1,350万円が900万円増、結構な額になるんですけども、この辺の内訳、内容といいますか、状況といいますかその辺お願いいたします。
- 〇日域委員長 どうぞ。
- ○増冨上下水道局工務課主幹兼上水道係長 上下水道局工務課主幹の増富です。よろしくお願いします。

このたび審議をお願いしている修繕費でございますが、これは道路上の給配水設備の緊急漏水修繕工事に伴うものです。当初1カ月に2件程度、年間で約25件程度ということで漏水修繕が発生するものと思って見込んでいたんですけれども、今年度は漏水事故が多発しておりまして、11月末時点で26件発生しております。なので月平均しますと、今年度の漏水発生件数は3件を超えているという状況になっておりますので、このままでは3月末までに、もし漏水事故が発生したときの修繕対応ができないということで補正を組ませていただきました。

以上でございます。

- 〇日域委員長 北地委員。
- **〇北地委員** ありがとうございます。いわゆるこれ経年劣化できたものか、そういう突発的 にきたものか、そのあたりはいかがでしょう。
- 〇日域委員長 どうぞ。
- ○増冨上下水道局工務課主幹兼上水道係長 26件のうち、例年そうなんですけれども、道路上の漏水事故というのは、水道管本管のものと各家庭に引き込まれてる給水管、このどちらもがあるんですけれども、今年度はそれがおおむね半々ぐらいで起こっております。全てにおいて経年劣化、老朽化によるものだと判断できます。

- 〇日域委員長 北地委員。
- **〇北地委員** ありがとうございます。ほとんどが経年劣化ということで、我が家の周りでも

ここ数カ月で4件ぐらいちょっと情報が入っとるんですけど、これは家庭に入れるバルブの手前のほうの漏水ということで、個人負担にはなろうかと思うんですけども、先ほどの答弁の中に本管から引き込みのほうが半数ずつぐらいということだったんですけども、本管部分だけが市の負担ですよね。そして、引き込みのほうは個人負担になりますよね。水道の場合は。ちょっとその内訳をお願いいたします。

- 〇日域委員長 どうぞ。
- ○増富上下水道局工務課主幹兼上水道係長 委員がおっしゃられますとおり、引き込み部分については個人負担なんですが、まず、道路上で漏水が発見された場合は、配水本管が漏れているのか、給水管が漏れているのかそれが分からないので、上下水道局のほうで先行して道路を掘って、そこで漏水箇所の特定に努めます。その上で、もし給水管であった場合というときは、給水管の所有者である御本人に説明をして、あなたの給水管が漏れていますよということで、そこから先の給水管の引き換え工事という分については御本人の負担をお願いしています。ですが、道路の掘削や掘削調査に伴う舗装や何かについては、上下水道局のほうで負担しているという状況でございます。

以上です。

**〇日域委員長** 他に質疑はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 質疑なしと認めます。

以上で、質疑を終結いたします。

続きまして、討論に入ります。

本件に対する討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は原案のとおり可決すべきものと決して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** 御異議なしと認めます。

よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

換気のために10分間休憩したいと思います。再開は11時10分とします。よろしくお願い します。

10時59分 休憩

11時10分 再開

**〇日域委員長** それでは、休憩前に続き議事を続けます。

続きまして、日程第10、令和4年度陳情第3号小瀬川堤防(大竹市側:中市堰~栄橋)の早期改善を求める陳情を議題といたします。

本件は、事前に陳情文書表を議案の配付とあわせてサイドブックスに掲載しております。 委員の皆様方には、事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省 略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして、執行部において本 陳情に関しまして現状等やお考えについて教えていただければと思います。 課長。

○建石監理課長 監理課長の建石です。小瀬川整備の要望活動ですが、小瀬川沿いの自治体である廿日市市、岩国市、和木町と小瀬川総合整備促進協議会を組織しまして、大竹市長が会長として、大竹市議会とともに毎年度、国土交通省太田川河川事務所及び国会議員に対しての要望活動を行っています。本陳情は、小瀬川堤防の早期改善についてですが、本市としても要望するところです。毎年度の要望の中では、中市堰から栄橋までを含む小瀬川河口部の安全性の向上として護岸の未改修区間の改修、地震発生に備えた堤防の耐震性向上に向けた対策を要望しています。これらの要望活動は今後も引き続き取り組むこととしております。

- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 土木課長の週本です。今年度の事業概要として、国のほうから伺っていることを説明させていただきます。令和4年度の事業概要としまして、新設の護岸整備につきましては、比作地区は用地買収を推進して、岩国市側の小川津地区につきましては、工事予定と伺っています。また、部分的な護岸整備概要として、大竹市側の大和橋上流約300メートル区間の工事を12月から着手すると伺っています。以上です。
- **〇日域委員長** それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して確認したいことなどありましたら質疑をお願いいたします。質疑は何かございますか。 智屋委員。
- ○賀屋委員 先ほど、今の大和橋から上流の左岸側の300メートル部分というのは、この陳情の添付資料に小瀬川堤防の改善の要望というのがありますけども、この4ページの中に大和橋上流、このbというところ、左岸側の330メートルありますけども、今300メートルぐらいというのはここのところを指してるんでしょうかね。それと、今年度の工事の内容が分かれば教えていただきたいんですが。
- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 工事の中身なんですが、今、賀屋委員のほうから言われたとおり、大和橋から上流の330メートル区間のところになります。現在、フェンスでの転落防止という形になってますが、そこにパラペットの護岸を新設するという形になります。あと、それより下流の青木公園付近になりますが、そちらのほうは今調整中というのは聞いてます。以上です。
- 〇日域委員長 賀屋委員。
- **〇賀屋委員** ありがとうございます。引き続いて、下流側も調整中ということであれば小瀬 川の工事を河川事務所としてはやる意思を示しているというふうに理解をされますけども、 それは今の堤防の高さの要望に上がっとる確保をする整備工事ということかと思いますけ

ども、そのほかの耐震工事であるとか、その下流の部分のJRの山陽本線の前後の本堤の 改築であるとか、そういった部分についての話というのはまだ伺ってはないんですかね。 そのあたり計画を聞いておるんであれば、まあ要望はしてると思うんですけども、そのあ たりの予定が分かればお願いしたいんですが。

## 〇日域委員長 部長。

〇山本建設部長 大きなお話になりますが、平成27年に、これ要望書にありますけど、小瀬川水系河川整備計画、おおむね1,000億円を超える予算で30年間で整備をするといったものです。その中にJR部分であったり、耐震化、全体の高潮、そういったとこを進めていく予定とはお聞きしてます。今はとりあえず小瀬川の大雨の災害ですね。このときに川に1秒間に800トン流せるだけのまず断面をつくるであったりとか、それから、引堤工事をしたり、その中の一部として今、単年度、令和4年度の事業というふうにしてます。全体では整備する方針というようなことは伺っております。

#### 〇日域委員長 賀屋委員。

以上です。

○賀屋委員 ありがとうございます。全体の整備計画の中には当然ここは組んであるということみたいですけども、先ほどの優先順位でいくと、上流側のいわゆる流下能力を改善するという工事を優先するということでしょうけども、これは引き続いて、30年間で整備をするという方針は出ているというふうに理解をしていいということですよね。そうであっても、早急にこの陳情の趣旨は、一番人口密集地域であるこの大竹市の市街地に住む市民の安全の確保、安心の確認という意味で、早期の整備を要望している陳情かと思いますんで、そのあたりの優先順位について繰り上げていただいて、早期に30年という年月ではなしにもう少し短縮をして、早期に完成を図るという形の要望というのは今から先どのように取り扱うというふうに考えておられますかね。

#### 〇日域委員長 部長。

〇山本建設部長 執行部だけでお話するのもどうかなというところがありますが、今ここで 大竹市の市街地が越水して被害を被るというのは、1,000分の1の確率、ちょっと言い方 が難しい、1,000年に1回という言い方もしますけど、そういった史上最大級の想定での 大雨の対応のときの市街地の冠水でございます。近年、温暖化でよく毎年のように頻発化 する豪雨というとこで、まずは、危険な地域というところを対応するというのを国のほう でお聞きしてます。今、小川津と比作のほうを行ってますが、国道186号は緊急輸送路と いうことになってまして、防災で必要な道路であったり、そういったちょっと広域的な面 で国のほうも優先順位を決めているかと思いますが、そこは要望いたしますけど、また、 執行部のほうと議会のほうとで調整をして国のほうと相談をしていくのがよろしいかと考 えております。

以上です。

**〇日域委員長** 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

特にないようですので、これにて執行部への確認等終わりたいと思います。

それでは、続いて、本件の取り扱いについて委員の皆様の意見を求めます。継続審査の 意見がございましたらここで述べていただきたいと思います。継続審査の意見が出た場合 は、先に継続審査について採決を行います。なお、賛成、反対の討論は、継続審査の意見 がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うことになりますのでよろしくお 願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて継続審査の御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

**〇日域委員長** ないようでございます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を採決いたします。

本件は採択すべきものと決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 御異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

ここでですね、ちょっと別のものですけども、執行部から発言をしたい旨、申し出がありましたのでそれを認めたいと思います。

市営住宅の先ほどの指定管理の関係で、訂正の申し出のようでございます。発言を許可します。

課長。

〇山田都市計画課長 すみません。訂正をお願いしたく、発言させていただきます。議案第 63号の市営住宅の指定のところで、原田委員のほうから御質問がありましたコールセンターのところでございます。ちょっと私のほうが理解不足で大変申し訳なかったんですが、 入居者の方から緊急の電話がありましたら、まず、小方の管理棟のほうへ電話かけてもらって、時間外であればこの電話が東京のアルソックのほうに電話がつながるようになって るそうです。そこから、緊急の場合であれば、折り返しで市営住宅の管理者のほうに連絡があって対応するという体制になってるということでございました。訂正いたします。

もう1つこういう指定管理のコールセンターとかの対応の分ですが、プロポーサルで提案されたときに、こういった指定管理をしていくということを提案されておりますので、 当然、指定管理の中に入ってるということでございます。誠に申し訳ございませんでした。

**〇日域委員長** 続きまして、日程第11、令和4年陳情第4号公共の場所に於けるボランティ ア清掃活動のいっそうの支援を求める陳情を議題といたします。

本件は、事前に陳情文書表を議案の配付とあわせてサイドブックスに掲載しております。 委員の皆様方には、事前に御一読いただいていると存じますので、陳情の要旨の朗読を省 略いたします。

それでは、早速審査に入りたいと思いますが、審査に当たりまして、執行部において本

陳情に関しまして現状等やお考えについて教えていただければと思います。 課長。

#### 〇外谷環境整備課長 環境整備課長の外谷です。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、環境整備課のほうの公衆衛生推進協議会に関わる活動について御説明 させていただきます。大竹市では、大竹クリーンキャンペーンというのを実施させていた だいております。まず、事業の導入に至った経緯について御説明します。昭和57年度から 始めた空き缶等路上散乱ごみ追放キャンペーンという事業がございましたが、これまで多 数の市民の方に参加していただいて、その目的を果たしてきたところなんですけども、参 加者数がだんだん大幅に減少してきたということもございまして、キャンペーンの見直し に関する提案が出されるようになりました。そこで、事業の見直しについて関係団体等と 協議した結果、平成26年度から9月の第4日曜日を市内一斉清掃日として設定し、各自治 会それぞれの個別の計画の基に清掃を行う事業活動に移行したところでございます。この キャンペーンの目的は、一斉清掃日に各自治会の清掃活動を行うことで、きれいで住みよ い生活環境づくりとコミュニティづくりの推進に寄与することとしております。実施要領 としまして、開催日は毎年9月の第4日曜日とさせていただいております。参加対象は市 内の各自治会や、シニアクラブなどの団体として企業の参加も含めているところでござい ます。清掃の計画及び実施要領については、各自治会長等に取り扱いを委ねているところ です。ただ、この令和2年度及び令和3年度につきましては、御承知の通り新型コロナ感 染症の影響を考慮して、実施していないところでございます。令和4年度につきましては、 再開の予定だったんですけども、夏場の感染症に対する注意が引き続き必要だという状況 を鑑みて、統一日に清掃活動を実施することというのは中止したところです。その代わり この3年間につきましては、公衆衛生推進協議会である程度の期間を定めさせていただい て、各自治会で感染対策を行い、個別に清掃活動をされる場合はクリーンキャンペーンと 同様な協力を行うということで実施していただいてるところでございます。一斉清掃の実 施の届出等ということで、公衆衛生推進協議会が実施の案内通知の際に、各自治会長宛て に送付する申請書によりまして、各自治会のほうで大竹市土木課のほうに申請していただ いて、ごみ袋を受領していただいてるところです。なお、ごみ袋につきましては、リサイ クルセンターでも配付できることとしております。キャンペーンの広報につきましては、 毎年市の広報、もしくは市のホームページ、こちらのほうに掲載させていただくほか、自 治会の掲示板へ掲示用ポスターの配付等によって周知させていただいてるところでござい ます。

陳情項目の中で3点ほど上げていただいておりますけど、この中の1点目として、公共の場所にて清掃する際の申請した際に無料でもらえるごみ袋に大竹市民の公募によるネームをつけることについてでございますけれども、クリーンキャンペーンなどでは主に透明なビニール袋を使用していただくこととしております。それから、土のついた草類や土砂等は土のう袋でお願いしているところです。この袋に新たにネームをつけるとなりますと、専用のビニール袋の作成が必要となりますので、ちょっと新たに経費が生じるというふうになります。また、それの別途管理も必要になるということなので、費用対効果のほうか

らちょっと難しいかなというふうに考えております。

2点目の清掃用具(ごみ拾いトング・ベスト・のぼり旗)を貸し付けてもらうことについてでございますけど、クリーンキャンペーンは、参加する自治会等から事前に清掃作業に伴う土砂、ごみ処理依頼書というものを、これは集積場所の分かる地図も一緒に添付していただくようにしてますけど、これを土木課のほうに提出していただいて、必要なビニール袋を受け取った上で、清掃活動を実施していただいているところでございます。清掃活動が実施された後は、地区清掃の実施経過報告書というのを提出していただいて、一連の事務手続をお願いしております。クリーンキャンペーンにつきましては、地域に根付いてるということもありまして、今年度につきましてはクリーンキャンペーンはちょっと実施してない関係で、のぼり旗とかはまだ立てるほどではなかったんですけども、清掃用のその他の道具につきましても、自治会等で用意していただいて計画的に実施されたところです。公衆衛生推進協議会ではその実施計画に基づいて、参加世帯数に応じて清掃活動費とかを助成させていただくことにしております。それで自治会の支援を行っているところなんですが、そのため清掃用具などを用意して貸し付けるまではちょっと考えていないところでございます。

最後の定期的に市広報、SNS発信(ごみ袋ネーム公募、活動内容、事後報告等)のことについてですが、クリーンキャンペーンにつきましては、例年広報おおたけ9月号と市ホームページでお知らせしているところであります。特に市FacebookなどのSNS、こういったものではちょっとお知らせはしてはいないところなんですけども、昨今さまざまな活動をお知らせするツールとしても活用されているということから、こちらのほうに活動内容の告知とか報告などの掲載は可能ではないかというふうに考えております。以上です。

**〇日域委員長** それでは、委員の皆様におかれまして、執行部の今の説明に対して確認して おきたいことなどありましたら質疑をお願いいたします。

質疑はございませんか。

細川委員。

○細川委員 御説明ありがとうございます。今の御説明は、自治会とかで主にされている9月の第4日曜日のクリーンキャンペーンについての御説明だったと思うんですけれども、それ以外のボランティアのグループで草刈りをしたときは、草刈機とかガソリン代とかいろいろあったと思うんですけど、ああいうのは対応はしてくださらないということですか。クリーンキャンペーンのときだけはごみ袋とか土のうとか出してくださるけど、それ以外の場合にはこういう制度は使えないというこなのかどうか、ちょっとその辺を教えてください。

# 〇日域委員長 課長。

○週本土木課長 土木課長の廻本です。今、環境整備課のほうで言われたのはクリーンキャンペーンですが、一般的に地区清掃という形で自治会やシニアクラブや、個人もおられますが、ボランティアとして土木課が管理する道路、河川、水路等の清掃があります。それにつきましても、先ほど同じようになりますが、地区でやることで支給できるビニール袋、

土のう袋と草刈機の刃、その他燃料等を渡すことができます。その中で、地区からの依頼 書、やはり依頼書を出していただいた中で集積場所も記入していただき、そこで土木課の ほうで回収させていただいておるという状況です。それについては、あくまでもボランテ ィアという形で協力していただいてますんで、市のできる範囲での対応をさせていただい ている状況です。

ちなみに、なかなか先ほどと同じようなんですけど、コロナの関係がありましたんで件数はそこまでないんですが、今年度は11月の下旬までに140件ぐらいの地区清掃等が行われてる状況です。先ほどの支給品も市の土木課のホームページ、あと、自治会のハンドブックという形で自治会のほうにも配っているところがあります。ですから自治会長が交代されても引き継ぎでそういう形で対応してると思ってます。

以上です。

## 〇日域委員長 細川委員。

- ○細川委員 ありがとうございます。さっき課長が、個人でもというふうにおっしゃったんですけども、個人の資格でもきっちり計画書とか要綱とかがそろっていればお貸しできるということでしょうか。だからこの今140件ほどあったとおっしゃいましたけど、その中には個人の方もいらっしゃるということでしょうか。
- 〇日域委員長 課長。
- ○週本土木課長 原則は、先ほどの地区清掃というのが自治会単位でやられると思うんですが、中には申し訳ないんですが、自治会に加入してない方もおられると。それでも家の前の道路や河川ということで個人でやりたいという方がおられますので、その方についても依頼書というのを出していただいて、ごみ袋や土のう袋をお渡しして回収させていただきます。ちなみに今年度140件の中に、個人でやられた方も約14件ぐらい、市の土木課に来られて、そういう形で対応させていただいてます。

以上です。

#### 〇日域委員長 細川委員。

○細川委員 140件もあるのびっくりしたんですけどね、地域の皆さんが本当に自分たちの地域を自分たちの手でみんなできれいにしていこうという思いに、それは市もしっかり支援していただいてるということで少し安心しましたが、ただ、私今回ちょっと個人的には土木課のほうでこういう制度があるのは存じておったんですけども、何も知らない個人の方がやろうと思ったときに、なかなか今の制度を知るのは難しいのではなかろうかと。1人でホームページから見つけようと思ったら見つけられませんでした。そういったこともあって、自治会の関係者とかそういったところにはしっかりと伝わってるということで安心したんですけど、何かもう少し個人の方でもたどり着けるように、ホームページか何かを工夫していただくとか、そういうことは今まで、というかこれは要望に近いんですけどね。そうやってくださったら、今まで経験のなかった方とか本当に個人の方でも市がこういうふうに応援してくださるというので実感を持って感じていただけるんで、そうしてくださったらうれしいなと思いました。

**〇日域委員長** 他にございませんか。

原田委員。

- ○原田委員 今、陳情項目の説明をしていただいたんですが、1番に関しては予算的になかなか難しいと。2番目はおおむね本市でもされてると。3番目のとこだと思うんですけど、今細川委員のほうからもお話があったと思うんですが、個人の方がそういうものをされたいというときに、分かりやすい広報をするとかですね、その後にはSNS発信、これは先ほどは課題として取り組むというような趣旨の話だったと思うんですけも、今の個人の方にお知らせするツールとして、SNSの発信も1つ入ろうかと思うんですけども、こういうものをという提案があった部分に関しては、市のほうも積極的にこれから取り組んでいかれるんではないかと思うんですけども、それはいかがでしょうか。
- 〇日域委員長 部長。
- **〇中村市民生活部長** 今のSNSの発信では、できる限り協力はしたいと思うんですが、一定の個人の例えば売名行為にならないように、そういう気をつけながらやりたいと思います。

以上です。

- 〇日域委員長 原田委員。
- **○原田委員** ちょっと私の質問の仕方が悪かったので申し訳ございませんでした。SNSの発信というよりは、そういう活動をしましたという報告とかですね、そういうものだけではなくて、こういうものがあるんですよと、広報だけじゃない部分で発信ができたらいいなと思ったんですが、答弁大丈夫です。ありがとうございました。
- **〇日域委員長** 他にございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○日域委員長 特にないようですので、これにて執行部への確認等を終わりたいと思います。 それでは、続きまして、本件の取り扱いについて委員の皆様の意見を求めます。継続審査の意見がございましたらここで述べていただきたいと思います。継続審査の意見が出た場合は、先に継続審査等について採決を行います。なお、賛成、反対の討論は継続審査の意見がなかった場合、または継続審査が否決された場合に行うことになりますのでよろしくお願いいたします。

改めまして、本件の取り扱いについて継続審査の御意見はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 意見なしと認めます。

以上で、意見を終結いたします。

それでは、続いて、討論に入ります。

討論の通告を受けておりますので発言を許可します。

原田委員。

**○原田委員** 先ほどちょっと最後に質問させていただいたんですけども、1番、2番というのはなかなか今の段階では難しいということだったんですが、3番に関しては個人のそういう広報活動によってこういうのもあるんだよと、こういうふうな清掃活動できるんだよ

と、貸与するんだよということを知ってもらうという活動を今後展開していくという面においては、こういう陳情が出されてよかったのかなと思いますし、SNSの発信についても、ちょっと私のほうは、どちらかというと広報に関連してSNSの発信をしたらどうなのかなということで思ったんですが、そういうものもこういう提案があって、今後、課題として取り組むべきものではないかなというふうには思ったんですが、この陳情そのものに関しては、私の考えでは不採択ということで提案をさせていただきます。

○日域委員長 他に討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

〇日域委員長 討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、本件を起立採決いたします。

本件を採択すべきものとすることに賛成の委員の起立を求めます。

[賛成者起立]

〇日域委員長 起立少数と認めます。

よって、本件は不採択すべきものと決しました。

執行部からの申し出がありました。

令和4年陳情第3号について発言の訂正の申し出がありましたので、発言を許可します。 部長。

- **〇山本建設部長** すみません、先ほど小瀬川水系河川整備計画について、30年間で1,000億円を超える事業、すみません、間違えてました。100億円を超える事業でした。1桁間違ってました。お詫びいたします。申し訳ございません。
- **〇日域委員長** 以上で、本日の議事日程は全て終了いたしましたので、生活環境委員会を閉 会いたします。

なお、生活環境委員協議会を13時から開催したいと思います。よろしくお願いいたしま す。

ありがとうございました。

11時44分 閉会